

森神信仰としての里神

福原敏男

はじめに

一 隅田の里神

二 紀州の里神

おわりに

論文要旨

日本民俗学では、森・社を神霊の祭場とする祭祀形態を「森神信仰」と呼び、民間信仰研究の中心的課題の一つとしてきた。森神は社殿成立以前の祭祀形態や社殿常在以前の神觀念が残存したもの、つまり神社の原初の姿と把握されてきた。また、柳田国男学説の影響により、森神を祖霊の祭場と解釈してきた。

本特定研究の対象である和歌山県の紀ノ川流域や、日高川流域には森林を祭場とする里神と称する一群の小祠があるが、従来、里神は森神信仰研究の対象とはなっていないかった。

本稿では、文献・伝承資料を中心に里神について森神信仰の視点から検討した。

はじめに

日本民俗学では、森・杜を神霊の祭場とする祭祀形態を森神信仰と把握して、民間信仰研究の中心的課題の一つとしてきた。森神とは社殿も鳥居もない林・森のみの聖地であり、小祠があるにしても一般的には後世に設けられたものと考えられており、民俗学ではこれこそ神社の原初の姿としてきた。

つまり、森神は社殿成立以前の祭祀形態や社殿常在以前の神観念が残存したものと考えられてきたのである。

森から社殿への神霊の祭祀様式の移行が始まったのは、律令体制の受容によるものという見解⁽¹⁾もあるが、考古学・民俗学・建築史学の成果を踏まえた古代史からの岡田精司説⁽²⁾が注目されよう。

以下、氏の所説を要約する。

『万葉集』にしばしば見られる「祭場」を意味するヤシロは、社殿建築を指すものではなく、同書に神社という文字があっても、それは「モリ」と詠む神域のことで社殿ではない。『万葉集』の時代には、ヤシロ・モリは神を祭る聖域であり、記紀・古風土記でも社殿を描いた明確な記述はない。

奈良時代のヤシロは磐座や神木の周囲に、しめ縄や瑞垣をめぐらせただけの空間であり、建造物はない。伊勢神宮などの王権祭祀の対象となる神社は、八世紀には神の常任観念を前提として社殿が成立していた。

一般の神社建築は、祭ごとの仮設物が恒常化したり、あるいは古代寺院の護法神や鎮守神の影響を受けて九〜一二世紀、平安中・後期に成立した、という説である。

有名大社でも平安中・後期以降、畿内・荘園・鎮守社や氏神においては中世、徐々に社殿の成立をみたが、民俗学的視点にたつと、その流れから取り残されたものが森神である。この森神と祖霊とを関連づけるところに、民俗学の特徴がある。

例えば、直江廣治は『日本民俗事典』⁽³⁾において「モリガミ」を次のように定義する。

神聖視されている一区画の森において祀る神。その森の中でも、特定のモリ木があつて、それに注連を張り、根元に幣串を挿して祀る。森の木やことにモリ木を伐ることは、祟りを受けるとして厳に戒められている。依り代が幣串とモリ木と二重になっているが、天然の樹木の方がいつそう素朴な形態である。聖なる樹木を招ぎ代として、天降る神を迎え祭るといふ神祭の古俗が、森神信仰の中によく保存されている。森の迎え祀られる神は、「地主さん」「荒神さん」など多彩であり、職業的な民間宗教家の役割が大きかったことを推測せしめる。島根県西石見地方で、森神が墓地に近接して祀られている事例の多い事実は、重要な問題を提示している。薩南のモイドンも埋葬地に近いモイヤマに祖霊を迎えて祀る祭場であつたと推定されている。森神の原初的形態が祖霊の祭場としてのモリの信仰に結びついてくるものとするれば、その類例は西石見や薩南以外の地にも幾

つか求められる。(後略)

さらに、直江は若狭のニソの森や京都市小野郷村の大森のカブで祖神を祀る森、奈良県西吉野村黒淵における旧家の先祖を祭った森を森神の典型として例示する。

このように直江は森神を祖霊の祭場と把握している。

民間信仰研究史の上で、沖縄の御嶽・奄美の神山・種子島のガロー山などの南西諸島の聖地研究と並び、薩摩や大隅のモイドン・対馬の天道山・山口県蓋井島の森山・西石見の荒神森・若狭のニソの杜などの、聖なる森に対する調査・研究の占める位置は非常に大きかった。これは柳田国男学説の影響によるものである。

徳丸亜木の整理⁽⁴⁾によると、柳田自身にとつての「聖地としての森」認識は次のように変遷している、という。

第一期、山人研究期における開拓に際して聞き残した「国津神」祭祀の場

第二期、樹木信仰研究期における樹木の神霊影向、勧請の神座

第三期、祖霊信仰論展開期における祖霊の祭地

特に第三期の視点が昭和二〇年代の民俗学会に多大な影響を与えた。

この事情は、若狭大島のニソの杜の研究において如実にあらわれたといえよう。すなわち、この時期の鈴木裳⁽⁵⁾、安間清⁽⁶⁾、堀一郎⁽⁷⁾による研究は、古老大谷信雄による稿本と談話を根拠として、ニソの杜を「大島の二四宗家の開拓先祖を祖霊として祀る聖地」と把握したのである。

再び徳丸の提言に注目すると、この研究動向は直江廣治の屋敷神研究⁽⁸⁾

や最上孝敬の両墓制研究⁽⁹⁾などにも継承され、以降の森神信仰の研究目的はその原初的形態、あるいは先行形態を求めることに重きを置きすぎるようになった、という。そして、昭和二五年から四〇年代初頭にかけて、各地で報告された森神信仰に表出される多義的な現象的側面を、祖霊信仰という一元的な枠組みのなかで把握しようとするために、森神事例が各地域社会のコンテクストから切り取られ、断片的に集められて比較研究の俎上に乗った点に問題がある、と指摘する。

この時期においても、福田アジオによるニソの杜研究⁽¹⁰⁾のように、祖霊信仰への一元的解釈の呪縛から逃れるための数少ない試みはあったものの、祖霊信仰解釈は柳田の死後においても影響力を持ち続けたのである。

さて、本特定研究のフィールドである和歌山県においても、里神・里神森と称する森への信仰が存在し、『改定綜合日本民俗語彙』⁽¹¹⁾では次のように説明されている。

和歌山県紀の川流域地方の村々には、里神が祀られているが、神体は大木で根元に節日に供え物をする点は、他地方のジノカミ・ジコウジン〔地荒神〕などと似ている。

ここには、里神を森神信仰に位置付ける視点はなく、ジノカミの連想からも明らかのように地主神、在地神、その土地にもともといた神というイメージなのである。この項目は直江廣治による一九四八年の報告⁽¹²⁾熊野路の現状〔二〕を下地にして、といえよう。

直江は同報告において、『紀伊続風土記』における里神・里神森の記述

を指摘し、里神の「多くは氏神の末社として僅かに名前のみ記録されてるに過ぎないが紀州東半の地主様と関連がある」と推測している⁽¹³⁾。

直江のいう地主様とは開拓者を祀り、自然の大木の下で木の根祭が営まれることを特色とする地域的な小祠であり、直江は氏神が社殿に勧請される以前の信仰であると推定している。

里神は紀州の民間信仰を考える上で重要なテーマであると思われるが、管見の限り、従来は宮本佳典による研究が唯一であった。氏は、

『紀伊統風土記』の海部郡衣奈浦の里神は祖霊を祭ったものだとし、名草郡日方浦の里神は村にあつて、山宮に祀つた妙見社と、熊野、蔵王社を合祀したことがわかる。ここでは里神には村中から魚を供え、熊野、蔵王には僧が漬物を供えたというのも、山の神や祖霊に魚を選んで供える民俗と関わっているであろう。里神については今後の調査で明らかになると思われるが、山の神、田の神の両方の要素が見られ、山口の神として祀られたものであると考えられる⁽¹⁴⁾。

と里神を祖霊信仰に引き付けて理解しようとしている。本稿では和歌山県橋本市の隅田八幡宮の里神について検討し、紀州全域の事例を概観し、里神を森神信仰と括ることによって考え得ることを課題としたい。

二 隅田の里神

天明五年(一七八五)、隅田八幡宮別当大高能寺の翁胤が記した『隅田

宮殿樓并所(諸)撰神社堂宇等之記⁽¹⁵⁾』には、八幡宮の撰末社が書き上げられている。本社より東に猿田彦社があり、次のように説明されている。

猿田彦の社少し森の中にあり、是も当八幡宮の末社なり、此神祠を此郷里の人皆里神と云習へり、おもふに本社、山の岨にあり、此宮、此下き所にあるゆへに、しかいへるものならん、若人瘡を病る時、此神に祈り平癒を願ふに、速に靈験ありとて、又、瘡神とも云習へり、その祈をなすに、小き楊枝のとき柴を手折括り束て、樵の人

荷ひ形にこしらへ是を捧く、此捧物、幼児の戯に弄ふ風情なれとも、敬ひを先とし歩を運ふの信を哀み感応あらせ給ふにや、此社の下に、彼運び置ける柴これ多し、

現在の猿田彦社はこの当時里神と称されており、里神という社名は、台地に鎮座している八幡宮に対して、その下に鎮座するという地理的關係に由来する、と翁胤は解釈している。この里神は近世中期には疱瘡神として信仰されている。

宮本佳典はこの記事を、「柴を折つて山の神に手向ける儀礼を指したもので、里神を山口の神と考えることができる⁽¹⁶⁾」と解釈する。

柴を手向ける習俗は一般には山の神を祀る作法であることが多いが、隅田においては瘡という皮膚病や梅毒の治療を祈る作法になったもので、そこに山の神信仰を想定する必要があるまい。

大和の吉野川流域以北の山地山麓には笠神が多く分布しており、隅田の場合も、瘡の流行とともに瘡の神が流行神として、在来の里神の信仰の上に被つたのであろう⁽¹⁷⁾。

少なくとも、近世中期には、隅田の里神の神格が瘡神治癒という現世利益に変化し、位置的に参道入り口にあつたので、「先祓」の意味を有する猿田彦社と命名されたものと思われる。

隅田の里神は一三世紀初頭から史料に見え、里神に関する中世史料が以下の八事例確認できる。

- 一) 建仁元年(一一〇一)六月の「沙弥某処分田地坪付案」(隅田家文書) 「一反 里神」
- 二) 宝治二年(一二四八)の「隅田北庄檢注取帳」(葛原文書)「次一段 同 里神田」
- 三) 文永九年(一二七二)一〇月の「隅田北檢田目錄案」(隅田家文書) 「一たんさとかみのた」
- 四) 正平一〇年(一一三五)五月一八日「氏人等起請隅田八幡宮供料注文」(隅田家文書)「□□とかみのた□□□」
- 五) 明徳四年(一一三九三)一二月三日の「鶴熊女田地寄進状」(隅田八幡神社文書)「隅田北庄さとかみの森」
- 六) 明徳五年(一一三九四)六月二六日の「高坊行敏等連署請状」(隅田八幡神社文書)「里神田の年貢を一石二斗八升入立申候処也」
- 七) 応永□年四月七日の「隅田里神田廻状」(葛原文書)「すたのさとかみてんよりいて候、なつ・あきのねんくの事、」
- 八) 永享一一年(一四三九)一月二五日「葛原明道讓状」(葛原文書) 「一、木原の分、かやのきはやし、さとかみのまゑ、北へとおりたる道おさかいて、西の分名道か□□うなり、南ハ平十郎かやしきわ

けたる」

以上の史料からは、隅田の里神が何箇所あつたのかは不明であり、その特色もこの断片的な史料からは窺い知ることができない。

一・二・三)の里神は一反の神田という共通項があり、二・三・五)は隅田北庄の里神であることから、この四例は前述の瘡神―猿田彦社の前身と推定できよう。

五)の記述によると里神は森である。現在の瘡神所在地の小字名は庵崎、その北を榎木塚と称する(図1)。現在の瘡神は椋と榎の根もとの小祠である(写真1・2・3)ことから、中世の里神森は庵崎と榎木塚にわたる森であつた可能性が指摘できよう。

また、瘡神西に接する小字を風呂ノ尻という。

信仰の対象となる森をフロと呼ぶ習俗が岡山・広島・鳥根・鳥取の諸県に及んでいることが明らかにされており、もとこの言葉はオムロ、ミムロなどと同じ語源であつたとされている。「フロの段」「フロのさこ」「フロの奥」などと、地名になつていることも多い。

隅田の場合も、もともと里神森をフロといつていた可能性を指摘しておきたい。

いづれにしても、中世史料からは里神には一反の神田があり、正月初卯の祭にはその神田の米を宛てていたらしいことが分かる。

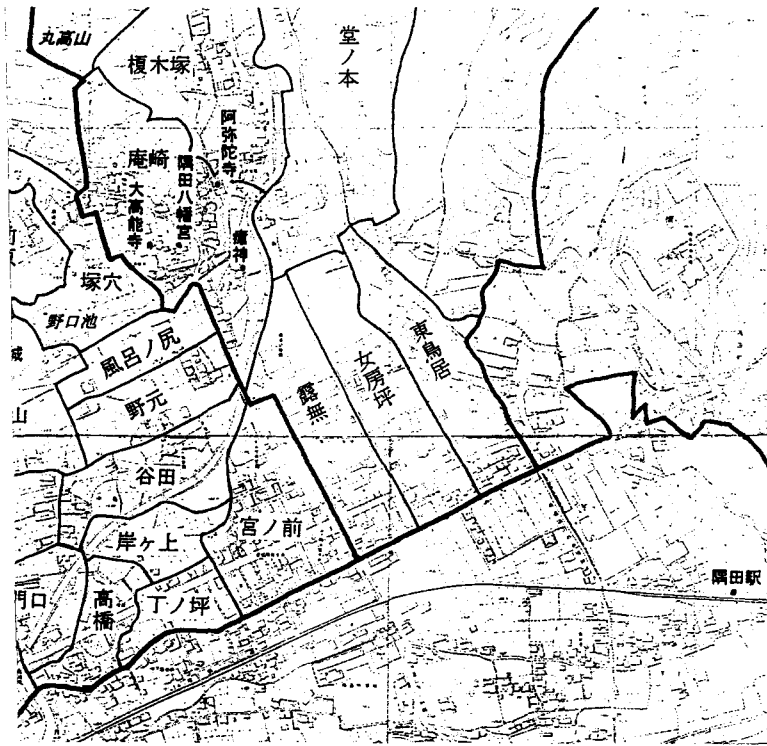


図 1 瘡神周辺小字名 (勝田至氏作成)

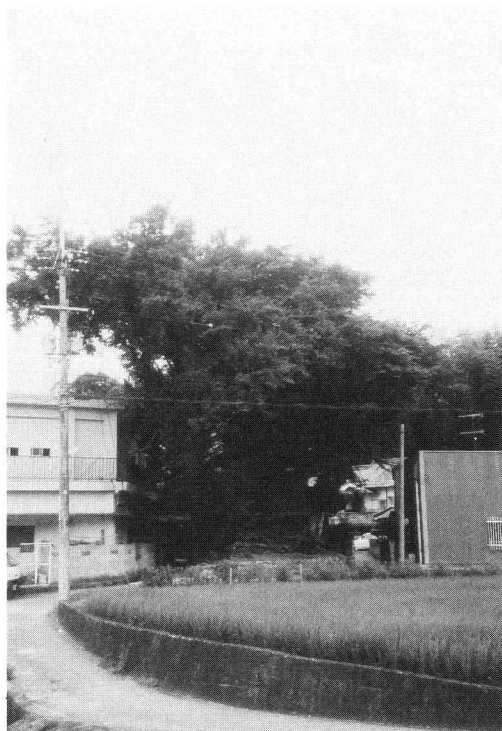


写真1



写真2



写真3

三 紀州の里神

まず、紀ノ川流域の中世史料にみられる里神について検討しよう。

那賀郡粉川寺領内の東村は、王子神社・村内の極楽寺を精神的紐帯として惣村結合の早くみられる村である。応永一五年(一四〇八)一月一八日の「鶴石田地去状」(王子神社文書)には、「里神之惣頭仁宛五百文」東村放渡申候処実正也、という記載がある。萩原龍夫は、里神の惣頭を東村にみられる観音講・大地蔵講・四十八巻講・池祭の頭人などの講の一つ、里神を祀る講の頭役として理解している。⁽²¹⁾ 里神祭祀が惣村の頭役によって維持されていたと考えられよう。

隅田荘西隣の相賀北荘(現橋本市)にも惣の発達がみられる。文中二年(一三七三)二月六日の「片子米長帳」(西光寺文書)に、「サトカミ 三斗ノカタコナリ、」とある。里神田の土地領有者、地主に対して、田地耕作者が三斗を支払うという意味である。

和歌山市の日前国懸神宮は散在する社領と神社周辺地域の公郷を領し、嘉禎四年(一二三八)九月二五日付の「日前・国懸四方指写」(日前宮文書)にみられる、俗に神領三千町歩ともいわれる広大な一円社領の形成をめざした。そのため、永仁三年(一二九五)の検田・検畠取帳(写)が残る。

このなかの、「内原郷検田取帳」、「田尻郷検田取帳」、「和太郷検畠取帳」、「新有真郷畠分帳」、「新有真郷畠田分帳」、「秋月郷検畠取帳」、「忌

部郷検田取帳」に里神田畠の記載がある。また、同社領の「古代諸郷畠田段別名寄帳」⁽²⁴⁾にも小宅郷に里神の記述がある。社領の和田村西北の北静火森を里神と称しており、⁽²⁵⁾ 日前国懸社領の里神は森の神であつたらしい。

以上のように、紀ノ川流域の中世史料にはわずかながら里神の記事が散見できるが、その実態を明確にするには近世までまたなければならぬ。

隅田の例で明らかのように、里神の伝承は近世には変貌を遂げている場合が多いので、近世中期と後期の地誌によって紀州の里神を概観しておこう。

まず、和歌山藩領日高七組の内、天田組大庄屋の中村重吉が延宝六年(一六七八)、日高七組の大指出帳に、定書などを付してまとめた「日高鑑」から、日高郡の里神をあげる。日高郡内の宮数二六九社のうち里神は二一社であり、各組ごとの詳細は以下の通りである。

川瀬堪右衛門組	里神五	中志賀村	里村	小引浦	衣奈浦	三尾川浦
塩崎五郎左衛門組	里神二	和田入山	小池村			
糸田久太夫組	里神一〇	財部村	吉田村	下富安村	上富安村	中津川村
中村善次兵衛組	里神一	南塩屋森岡分	(三百瀬村)	里神天神御座候		
中山中組	里神三	舟津村	高津尾村	高津尾村内広瀬		

次に、文化三年(一八〇六)和歌山藩が幕府の命によって、儒臣仁井田好古を総裁として、本居内遠・本居大平・加納諸平らに編纂させ、天

保一〇年（一八三九）に全一九五巻が完成した『紀伊統風土記』から、里神の記載を図表にした。（別図・表）

近世村を単位とした同地誌は、『防長風土注進案』などとともに、民間信仰研究史料としても第一級の史料であり、一九世紀前半の紀州の里神の状況が一応反映されているとみてよいであろう。同書からは一五〇社程の里神を確認することができるが、隅田の里神のように同書編纂時に神格が変化している場合は収録されていない。

図表から指摘できる点を以下に箇条書にする。

・ほとんどの里神には小祠がある。

・里神森や里神の森など、森を祀る事例が三五例確認できる。

・伊都郡Ⅱ九、那賀郡Ⅱ四三、在田郡Ⅱ一一、日高郡Ⅱ三六、海部郡Ⅱ

一三、名草郡Ⅱ四〇を数える。

・宮本佳典も指摘しているように、幕末にはすでに多くの里神が村の鎮守に合祀されたり、村はずれの小祠に祀られている。

・集中分布地区は紀ノ川と有田川の間、日高川流域と日高郡海岸部である。

地誌からは里神を祀る人々の実態がわからないので、以下、文献史料より数事例を検討することにしよう。

海草郡下津町大窪の里神は明治以降木村神社に合祀されたが、里神には村の草分け筋による株座があり、大窪里神社宮座党の記録が伝来している。この記録は、党の座の座会の入用勘定、所持山の証文、党の由緒などの記録である。

覚書

里神御当社

御はつむまの^初入^午め

合式斗^{さけ}四^{より}升^セ也

仲むまの御入め

うお代三百匁

米一斗酒正月九日入

大永六年正月吉日いぬとし

但れつきたるものは岡持六郎右衛門

慶長十三年七月写取書也

海士郡大窪村

さと神之御当社之事

御はつ馬入めさけ^かめ^よるとし

れつきたるハ 岡持勝三郎

慶長十三年さるの年

譲り証文之事

一、立岩藪一ヶ所 東六村山 北六村山 西六村山 北六村山 東六村山 西六村山 南六村山 北六村山 東六村山 西六村山 南六村山 北六村山

一、ねり岩賀山一ヶ所 東八馬根 西八馬根 北八馬根 南八馬根
右者去ル戌年、大窪村里神様座山とお上^方御下^ケ被^レ成^下難^レ有^レ奉^レ恐^レ入^レ所持候、若不埒致候節ハ村役人立合急度埒明可^レ申候、依之譲り証文如^レ件

嘉永三年 大窪村庄屋重左衛門

九月^午日 同村肝煎伊右衛門

座仲間中^{十五人}

(中略)

文化五^辰 九月七日内改

(後略)

里神の祭は大永六年(一五二六)正月初午日、中午日、慶長一三年(一六〇八)の正月初午日にはすで行われていたこと、里神が鎮座する磐座らしき地が藩より下されたこと、幕末には里神の宮座構成員一五人が定まっていること、がわかる。同記録後半部には、大窪村は慶長年中の検地時には五六軒あったが土地が悪いため潰れ百姓が多く、元和九年(一六二二)の頃には庄屋肝煎とも一五軒しか残らなかったと記されている。短期間にこれほど急激に減少したとは考えられないが、元和九年の一五軒は里神宮座の一五軒に相応するものであり、里神宮座の成立はこの時期に想定できよう。このように大窪の里神は株座によって維持されてきたのである。

同じく下津町の市坪の山路王子神社には市ノ坪村内の里神社が合祀されている。

この里神も村の草分けの株筋で結ばれた株座によって祀られており、次のような宮座党の記録が伝来している。

頭座、末子筋目申合

一、右御頭座衆拾三人、村開白^開之先祖より代々末子之銘々数多有之も右里神之御祭礼会合、自然、失礼^ト罷成、無勿体神慮冥加之程、恐多奉存右之仕合、候得者、末^ト至りてハ高祖家筋末枝をも不知事、切々歎か敷存候由^付、此度末子之銘々申合、何卒里神毎年祭礼御当日御

頭衆右御祭礼御神前御祝儀相濟候之上私共、御神前^江参詣仕、御神礼申上、其上御造酒下配御下、被下候得者頂戴仕度段御願、座衆拾三人之末子筋一統願出候付、打寄熟談致候処、右願出候品^奇氣特成儀無拠殊、先祖之筋目末子相統仕候儀ハ今以大切成儀、付我々一同相談之上、自今毎年九月御祭礼御当日我々御神礼御祝儀相勤候跡、末子之銘々御神前へ参詣いたし御造酒下配頂戴致末々迄無拜末子相統有之様申元極候、然上は後々^ニ至り御頭^ニ相紛レ候取賄一切不致候筈、何等之儀、諸事御頭座仲間^ニ之指図次第^ニ相勤候筈申合相通し候、右^付末子銘々連印之願書一通別紙^ニ当番^江致順廻候、右前段之趣末子銘々申通候、付仲間申合依^而如件

天正十九年卯正月

(一三人名称略)

右名前次第不同

(四四人名称略)

右名前次第不同

明和三年^{丙辰} 九月

天正一九年(一五九二)には一三人の市坪村開拓先祖が里神を祭っていたが次第に祭が疎かになったので、明和三年(一七六六)、上記一三人のうち、東本家以外の一二家の子孫と他の三二人が里神祭祀を毎年行うことになった。この時期には、九月の祭礼は頭屋組織で行っていたが、その祭祀のあとに右の一三家人孫が神前に参り、御神酒を頂戴するようになっていた。また、同記録は以下に続く。

一ノ坪村身里神講覚書

一ノ坪村里神ハ往古開白ノ住人、小宮ノ祠ヲ造り、薬師堂ノ上三里神ヲ灌頂申、座衆先例ノ以儀式、年々無懈怠、九月午ノ日於神前捧造酒、御頭座衆拾三人之家々ト惣領哲人宛致参会、御祭礼ヲ被致修行候事、別而不有余之儀、何れも先祖ノ名跡ヲ相統為可被成候会合ト奉存候事

一、右家々ト代々株分ケ之末子筋数多雖有之と右御祭礼之節会合も不罷参銘々家々筋ノ御神、是ハこは疎奉存候、無勿躰冥加之程も恐多ク奉存候、依之此度私共示合各々様御窺申上候、座衆会合之御祝儀相済候上、私共銘々も朝飯後方里神御神前参詣仕申度候者当座衆之為相伴御造酒ノ下配被下、薬師堂頂戴仕候様御定メ被下候ハハ難有奉存候、(中略)

明和三年丙戌九月

(四一人名称略)

一三人の開拓先祖が里神を勧請して祀ったこと、九月の祭にはその子孫の家より総領一人ずつが宮座の座札に参加したこと、一三軒は分家を繰り返し里神祭祀が疎かになったこと、明和三年に座衆会合の後、子孫分家一同は里神に参つて神酒を頂戴し、薬師堂で直会を行うこと、が取り決められている。

以上のように、市坪の里神は開拓先祖が祀ったのがはじめてであり、その時期は天正末年ころと考えられよう。

野上町柴目の里神については明和二年(一七六五)の供侍家に関する

記録がある。また、伝承によると柴目には供侍屋が昔は一三軒あったといい、柴目集落の開拓者と関係が深いものと推定されている。

現在も里神講が行われており、昔は年二回行われたが、今は一月一日の深夜に行われている。(写真4〜9)里神には社がなく、山そのものが社で宮山の頂上に鎮座の場所がある。祭祀は現在柴目に居住する六軒の供侍屋が行い、その年の当番を「おとう」といい、おとうに当たった家の主人は精進して行を慎み、不幸があれば、おとうを交代したり、一年間は葬式にも参列しない。

一月一三日におとうが里神の鎮座場所を掃除する。シノメ竹の新竹を十数本刈り取って来る。このシノメ竹で御神体である御幣と折掛樽(神酒を入れる竹筒)を作る。祭祀を準備する場所のもと「おとう家」であったが、現在では薬師さん(安養寺)で行っている。

当日は羽織・袴・素足に草履を履いて宮山へ参る。灯火もなく無言で厳粛に進む。鎮座の場所まで五〇メートル以上もある。昔はおとうの家から出立したので、場所によつては相当の距離があるので前方約一〇メートルを案内人が先導した。その先導人は「里神様のお通り」と声高らかに叫びながら案内した。現在は案内人もなく、三人のおとうが執行している。

案内人が叫ぶ理由として「この里神のお通りに道で出会うと、その出会った人に不幸が起る(死ぬ)」といわれている。昔から、この時刻ころ、村人は戸を閉じ外出しなかったという。

御神体を憑ける御幣が着くと御座所へまっすぐに立てて安置する。御

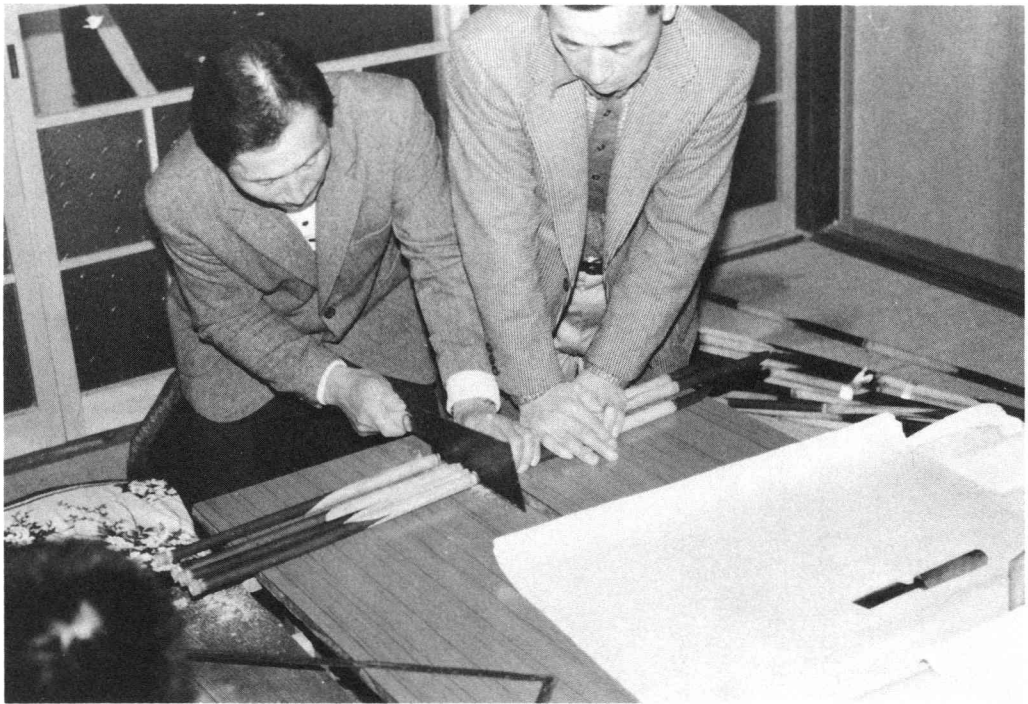


写真4 柴目里神講(1)

これは折掛樽を作っているところ。この樽に御神酒を入れて、里神へ5荷、八幡宮へ3荷、小宮へ2荷ずつ2つ、薬師へ3荷、井戸（水神）へ1荷、合計して16荷を作ってお供える。

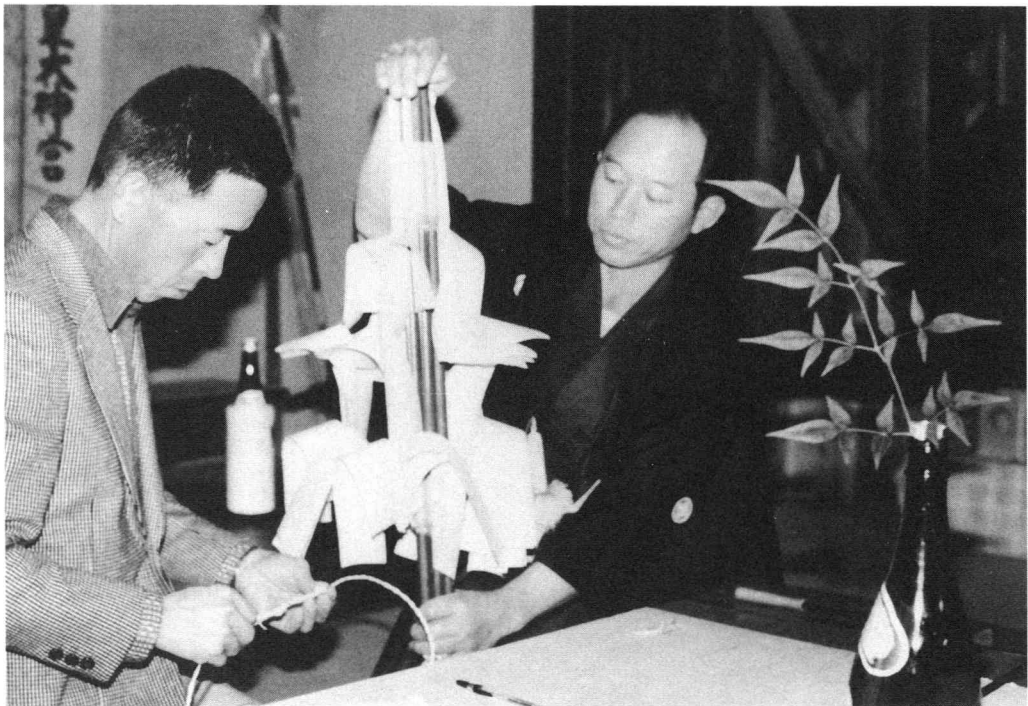


写真5 柴目里神講(2)

これは御幣（御神体）を作っているところ。材料は和紙を使い前9枚、後8枚で技術は相当熟練を要するので特定の講員に伝授されていく。これを作るためには身をきよめ、コヨリを捨てるのにも唾の使用を禁じ神酒を用いる。

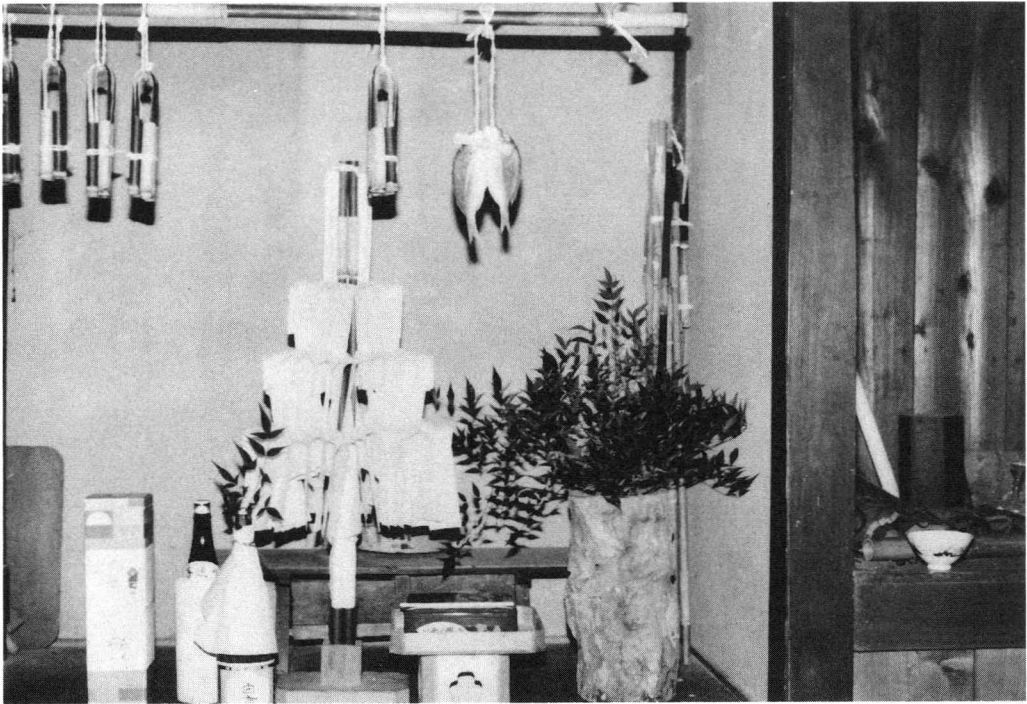


写真6 柴目里神講(3)

準備は大体午後7時ごろから始め午後10時頃に終る。準備が終ると祭壇を作り御幣(御神体)を祀り掛け鯛2疋掛け樽・御膳(2〜3合の白飯で別の鍋で焚いたもの)、及び神酒をお供える。これら万端整い終ると「おとう」は庄屋(現在は区長)に報告挨拶する。



写真7 柴目里神講(4)

それが終ると祭壇に向かって塩をまき清める。次は祭壇を背にして、本年の「おとう」、来年の「おとう」、昨年の「おとう」の3人が着座する。

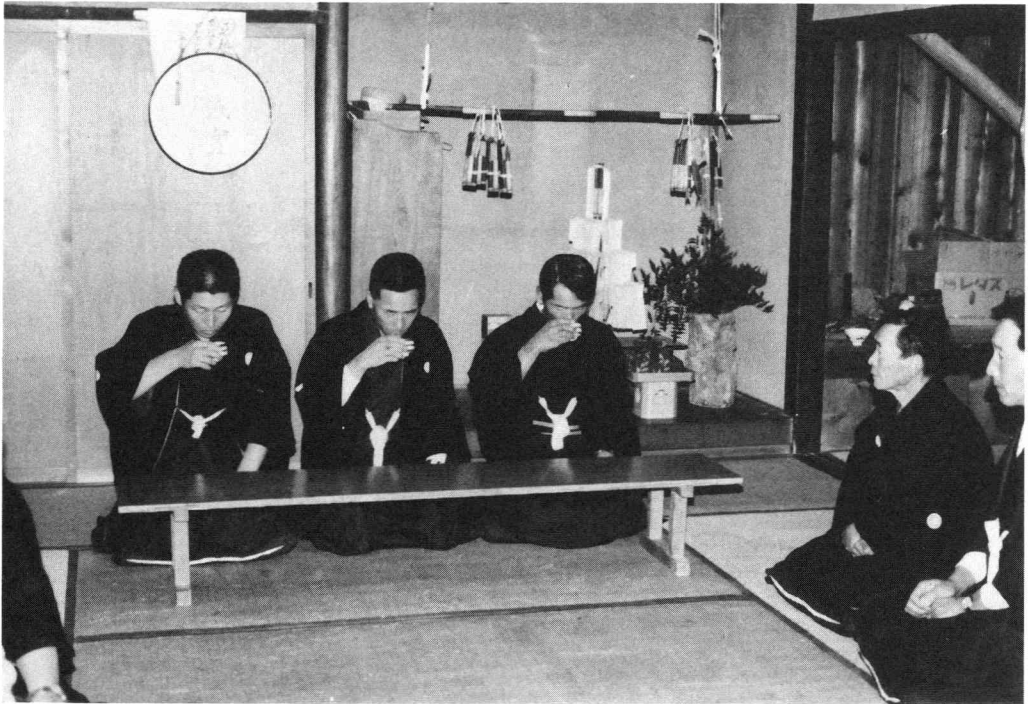


写真8 柴目里神講(5)

着座が終るとお茶を頂く。お茶を飲み終わったら一切「無言」で言葉を出すことは厳禁される。この無言の「行」は宮山へ御神体を鎮めて帰るまで続けられる。

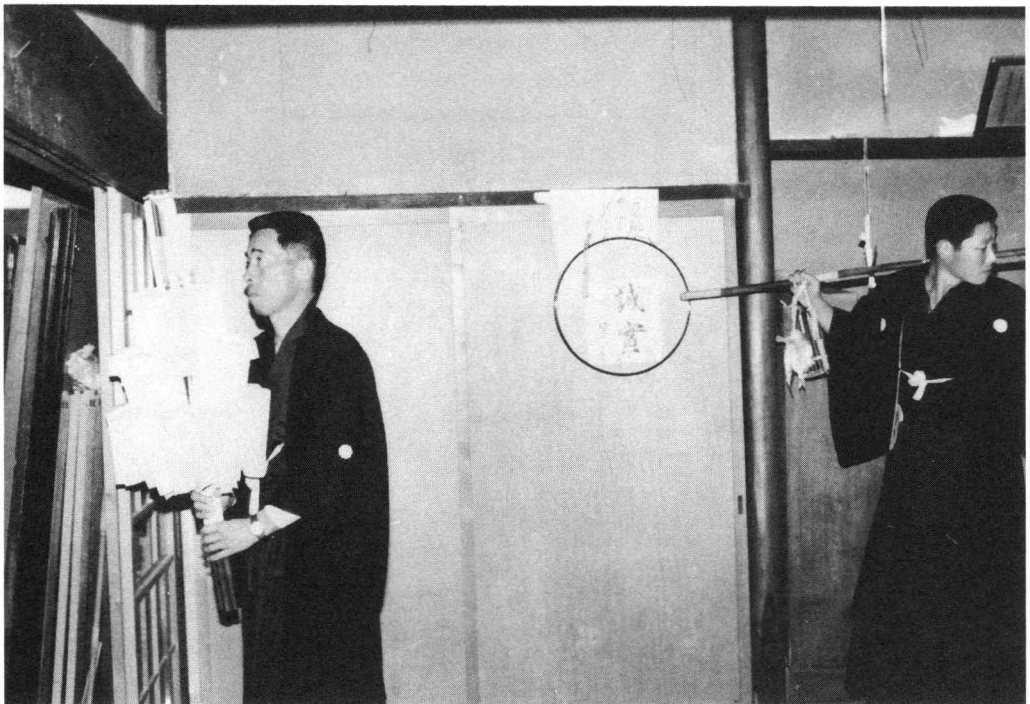


写真9 柴目里神講(6)

(渡御) 先頭は御神体を持つ「おとう」、次は掛け鯛、掛け樽をオーコで担う来年の「おとう」、第3番目がお膳とお神酒を持つ昨年の「おとう」の順番で出する。

座所には去年と今年の分の二本の御幣をたてる。おとうは前日の掃除で一昨年の分の御幣を取り除いておく。もし、御幣が傾くと、その傾いた方向に災難が起ると伝承されている。

御幣の前に平たい石が敷かれていて、それに御膳と御神酒を供え、声を出さずにお祈りする。祈願が終わると、御膳と御神酒のお下りを頂いて帰る。ここまでの神事は無言で行い、神事が終わると無言が解かれ、それぞれ掛樽の御神酒を奉納して帰る。

神事を終了した「おとう」と、来年の「おとう」は対座して、庄屋(区長)の立ち合いのもとに盃を交わしながら「よろしくお願いします。」と挨拶する。

昔はこの儀式の祝詞を三宝に乗せ、謡をうたって申し送りが行われたと伝えられている。

以上の行事が終了するのが午前一時ころになり、それから講員が一品ずつ持ち寄ってお下りの御神酒をいただきながら簡単な直会を行う。

柴目の供侍家とは公事家、すなわち、中世社会において公事を賦課された在家をいい、近世以降にはそれが家格化した有力構成農家をいう。⁽³²⁾

耕地の少ない山村漁村など、公事をもつて年貢としていた地域では公事家の呼称が近世以降にも残存し、公事家は村役公事を支える家柄として、宮座の構成員となり、また村有林の株(公事家株)所有者となり、家格化して長く存続した。

柴目の供侍家も株座の構成員であり、里神を祀ることを精神的紐帯とした。開発に際して、地の神を祀ったものかもしれない。

名草郡岩橋村の宮座⁽³³⁾は五人の司脇番頭と一〇人の名司脇が中心をなし、この二階層と新興勢力の平座とで座を構成した。座外には脇平と新林がある。

「岩橋村宮座配集議勤方」⁽³⁴⁾には「正月午ノ日里ノ宮前ニ而座頭平座とも家之左右へ分り座頭十五人ハ重菰^三座シ平座ハ芝^二座シ一合之橋米一升之神酒頂戴仕」とあり、座内部においても階層があり、里神祭祀においてそれがあらわれた。里神祭祀には草分け筋の家が儀礼的に尊重されたのである。

万治三年(一六六〇)八月に宮座から奉行所に差し出した「乍恐指上申口上書之事」には里神を祭る初午祭の具体像がわかる。

一、里神御神拝正月午一日御座候

座衆分御へいを持宮参仕御神酒御残いただき申候然処にとんと申て座衆之子供年十五六ニ成候者一年ニ四人ツツ当里申候四人之内二人はくにちと申候二人ハとう人と申候此とう人の処へ神の御移里被^レ成に付檀をつき置明神之御前にて榊をいたたき檀へうつし奉里御かゝみ御神酒御菓子色々調へ上ケ申候則座衆榊之御供仕参候へハ神之御入候御祝与申とう人吸物仕酒振舞申候(中略)右四人之子供一人ニ付米四斗麦八斗ツツ出申候(後略)

正月午日の里神の祭には、座衆の子供四人が差定され、その内二人を頭人とし、頭人宅では檀を築き、里神の前より榊を持って座衆が榊の御供をして、檀の神体とする。

この祭は座衆の子弟の座入としての要素をもっていたと思われ、頭人となると座衆に対して吸い物と酒の御馳走をし、米四斗と麦八斗の寄付をしなければならぬ。

同史料の後半部分によると、頭役を経済的に勤仕できず座入がおくれた者は改めて、「足あらい」として座衆二五〇人(家族を含めた数)に御馳走をしなければならぬ。

これらの経済的負担に堪えられない者は、宮座の家格をそなえながら、座外とならざるを得ず、これと反対に新興農民でも富んだ者は寄付によつて宮座の家格をそなえることも可能になってくる。

近世初頭から綿作が行われ、高度の農業生産力をしめしている岩橋村では、座と座外、さらに座内部において階層闘争が繰り返されたことがわかる。

中世以来の番頭と司脇による宮座祭祀は、里神神拝の座礼にあらわれたのである。

おわりに

前章で検討した大窪・市坪・柴目・岩橋の里神は、当該地の開拓先祖の子孫が株座を構成して祀っていた。この事例をもつて、里神＝祖霊を祀る祭場、という課題を解決することにはならない。

つまり、村の開拓先祖を株座により祀ることと、各家の祖霊を祀ることとは直截的に結びつけることはできない。

また、『紀伊統風土記』「神社定考之部上」において、海南市日方の里神が「元より鎮まり坐せる地主神にて其は元は奥谷といふ所の口に在し神なり」とあるように、地の神・地主神・在地神としての里神信仰にこそ注目すべきであるが、従来のように地の神を祖霊信仰の指標とすることにも賛成できない。

歴史的にみると、社殿成立以前の祭場＝ヤシロは村里から少し離れ、常緑樹の森に囲まれた清浄な場所に設定されることが多い。

二・三で検討したように、隅田では一三世紀初頭から、日前国懸社領でも一三世紀末には里神が確認でき、少なくともそれ以前から祭られていた。開拓者が村を切り開いて人間の空間とした時、氏神以外に森のヤシロを地主神・在地神として祀つたのが里神の起源であろう。

以上が本稿のささやかな結論であり、隅田の猿田彦社以外の里神についての聞き書き調査が今後の課題である。

最後に、近代の里神について触れておこう。

すでに近世において、里神は「里の町の近所にて名もなき神なる故に里神と云」⁽³⁶⁾「御神体は無御座候 勸請時代相分り不申候」と、その存在を忘れられた神であったが、その存在はみとめられていた。

明治国家は明治後期、人心を国家神道に統一するために産土の統合を企てた。

民衆統制の末端組織である一町村に一神社しか許さない、国家が信仰へ干渉するかたちの神社整理政策を強行した。また、開発促進という大義名分のもとに、暮しに密着する信仰の対象としての社は大幅に廃止さ

れ、神々の社は濫伐の憂き目にあつた。

南方熊楠による、生態系を守るための神社合祀反対運動の甲斐もなく、名にし負う熊野の美林を抱えた和歌山県ではとくに神社整理が極端に遂行された。⁽³⁸⁾

三七一三社のうち、二九二三社、約八〇%の社が破却された。すでに忘れられていた里神の多くが社を壊され、森は伐られて、その抹殺に追い打ちをかけられたのである。

それからすでに一〇〇年が経とうとしている現在、ますます紀州の里神像は捉えにくくなっている。環境運動の高まりにより、長い歳月をかければ美林は取り戻せるかもしれないが、そこに込められた信仰の実態は、史料に依つて取り戻すほかなりつつある。

尚、末尾になつたが、宮本佳典氏・和歌山県野上町柴目里神講の写真を御提供いただいた野上町教育委員会・「紀伊続風土記」里神「一覽」作成に御協力いただいた牧ヶ野靖子氏に謝意を表する次第である。

註

- (1) 渡辺弥「社から神社へ」「成城大学文学部短期大学部創立二十周年記念論文集」、一九七四年。
- (2) 「神社の源流はどこまで遡れるのか」「神道を知る本」、宝島社、一九九三年。
- (3) 大塚民俗学会編、一九七二年。
- (4) 「森神信仰」研究史と文化複合論―国分直一の視角を中心にして―「比較民俗研究」六、一九九二年。
- (5) 「若狭大島民俗記」「ひだびと」一一七、一九四四年。
- (6) 「ニソの社」「民間伝承」一四一―一、一九五〇年。

- (7) 「民間信仰」、岩波書店、一九五一年。
- (8) 「屋敷神の研究」、吉川弘文館、一九六六年。
- (9) 最上の「詣り墓」(古今書院、一九五五年)において、詣り墓の先行形態こそ、ニソの社、各地の地神、氏神、「森神」であると位置づけた。そこは始祖の埋め墓であり、後に一族の者の祖霊一般もその森を通じて祀られることになつたと指摘する。
- (10) 「若狭大島の家格制と親方子方関係」「若狭の民俗」、吉川弘文館、一九六八年。
- (11) 第二巻、平凡社、一九五五年。
- (12) 「民間伝承」一一一―一、一一二。宮本佳典氏の御教授による。
- (13) 同三九頁。
- (14) 「水の神」橋本市立郷土資料館報「三」。「高野山麓の谷と山の神信仰」「和歌山県の研究」五(方言・民俗篇)、清文堂、一九七八年。
- (15) 隅田八幡神社文書、「和歌山県史 中世史料一」、一九七五年。
- (16) 註(14)後者。
- (17) 「風の神・火の神」「古代日本の民俗と生活」、東出版、一九六二年。
- (18) すべて「和歌山県史 中世史料一」より引用。
- (19) 三浦秀有「岡山の民間信仰」、日本文教出版、一九七七年。同「荒神信仰とミサキー岡山県の民間信仰」、名著出版、一九八九年。
- (20) 「和歌山県史 中世史料一」。
- (21) 「中世宮座の成立と展開」「中世祭祀組織の研究」、吉川弘文館、一九六二年。
- (22) 「和歌山県史 中世史料一」。
- (23) 「官幣大社日前神宮国懸神宮本紀大略」、一九二六年。
- (24) 同右。
- (25) 同右。
- (26) 「紀州文献日高近世史料」、一九三六年。
- (27) 前掲「水の神」橋本市立郷土資料館報「三」。
- (28) 「下津町誌 史料編・上」、一九七四年。
- (29) 同右。
- (30) 「野上町誌 下巻」、一九八五年。
- (31) 同右。

- (32) 『国史大辞典』(吉川弘文館) 四、「公事家」の項。
- (33) 安藤精一「近世宮座の史的研究」、吉川弘文館、一九六〇年。
- (34) 同右、史料編、「湯浅家文書」(和歌山市岩橋、湯浅家所蔵)。
- (35) 同右。

- (36) 「紀伊国名高浦名所旧跡便知」(海南市史) 第二卷、一九九〇年。
- (37) 寛政四年「寺社調帳」(御坊市史) 第二卷、一九八一年。
- (38) 鹿野政直「近代日本の民間学」、岩波書店、一九八三年。同「原郷への思慕―文明を照らしたす思慕」『週刊朝日百科日本の歴史』一一五、一九八八年。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

紀伊統風土記「里神」一覽

近世村名	現地名	里神に関する記載
1 名草郡船所村	和歌山市船所	里神社 境内周二十八間村の良にあり
2 名草郡直川村	和歌山市直川	小祠 里神社
3 名草郡宇田森村	和歌山市宇田森	大屋大明神社末社 里神社 小祠 里神社
4 名草郡島村	和歌山市島	小祠 里神社 二社社地周三十六間村の東にあり末社弁財天あり
5 名草郡楠本村	和歌山市楠本	小祠 里神社
6 名草郡里村	和歌山市里	里神社 社 方八尺 境内周四十六間
7 名草郡瀧畑村	和歌山市滝畑	小祠 里神社 社地周四十間内野の西にあり
8 名草郡岩橋村	和歌山市岩橋	里神社 境内周四十六間 宇多の乾にあり明曆記に祀神九頭明神一に十八善神ともいふとあり古より毎年正月初午ノ日宮座配の式当神前にて執行ふ明曆 <small>曆</small> 記に又当社境内を明楽寺ともいふとあり明楽寺は古の別当寺なるへし
9 名草郡中村	和歌山市和佐中	小祠 里神社 村中にあり
10 名草郡関戸村	和歌山市和佐関戸	小祠 里神社 小名出嶋の北にあり
11 名草郡黒田村	和歌山市黒田・友田町五丁目	里神社 境内周四十二間 中黒田の東ノ端にあり又中言の社ともいふ
12 名草郡吉田村	和歌山市吉田・友田町二〜五丁目	里神社 境内周四十間 村の坤ノ方にあり中言ノ社ともいふ社地古樹鬱々たり

27	26	25	24		23	22	21	20	19	18	17		16	15	14	13	
名草郡大河内村	名草郡中村	名草郡永山村	名草郡木枕村		名草郡塩谷村	名草郡平尾村	名草郡口須佐村	名草郡毛見浦	名草郡出島村	名草郡有家村	名草郡津秦村		名草郡井辺村	名草郡鳴神村	名草郡秋月村	名草郡太田村	
和歌山市大河内	和歌山市山東中	和歌山市永山	和歌山市木枕	秋葉町 打越町 一〜六丁目	和歌山市塩谷	和歌山市平尾	和歌山市口須佐	和歌山市毛見	和歌山市朝日	和歌山市有家	和歌山市津秦		和歌山市井辺	和歌山市鳴神	和歌山市秋月	和歌山市太田	
小祠 里神社 常福寺の側にあり	小祠 里神社 社地周二十間西林寺の北にあり	小祠 里神社 社地周十二間天神山にあり	小祠 里神社 社地周二十間村の良にあり昔は社領田二段ありしといへり		小祠 里神社 社地周三十二間村の坤山上にあり	小祠 牛神・里神社 社地周三十二間村の北山上にあり	小祠 弁財天・里神社 社地周二十八間村の良田中にあり	里神社 社地周三十間村の西にあり	里神社 村中字丸黒といふ所にあり故に丸黒明神といふ	里神社 村の坤一町許にあり	小祠 里神社 東津秦の北にあり	小祠 里神社 村の南にあり東の御前といふ里人或は稻倉魂ノ神又太玉ノ命を祀るといふ毎年正月村老此神前にて左右列をなし座配の礼を行ふ	小祠 里神社 社地周二十二町村の西一町にあり西の御前といふ	小祠 里神社 社地周四十四間村の巽にあり	小祠 里神社 社地周三十二間村の北二町許にあり御園社ともいふ	小祠 里神社 社地周三十二間村の南にあり塞神を祀るといふ	里神社 境内周四十間 村の西辺にあり土人内天神といふ 弓天神に対する称なり此両社天満宮を祭るにはあらず

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33		32	31	30	29	28
海部郡吹井浦	海部郡小引浦	海部郡衣奈浦	海部郡三尾川浦	海部郡市坪村	海部郡杵掛村	海部郡大窪村	海部郡橋本村	海部郡日野村	名草郡汲沢村	名草郡別所村	名草郡田津原村		名草郡日方浦	名草郡岡田村	名草郡且来村	名草郡黒岩村	名草郡南畑村
由良町吹井	由良町小引	由良町衣奈	由良町三尾川	下津町市坪	下津町杵掛	下津町大窪	下津町橋本	和歌山市日野	海南市汲沢	海南市別所	海南市重根	築地	海南市日方	海南市岡田	海南市且来	和歌山市黒岩	和歌山市南畑
小祠 里神社 村の北の山手にあり	小祠 里神社 衣美須社の良にあり	小祠 里神社 村の西一町程にあり甚助といふもの支配す 其祖を祀りしなりといふ其家は此地草創のとき始めて建し家なりといふ	小祠 里神社 社地除地	小祠 里神社 社地周四十間王子神社の北にあり	氏神社 境内周二町 八王子・里神合殿	小祠 里神社 社地周六十間村の西にあり	小祠 里神社・大神宮 社地周六間村の東にあり	小祠 里神社 社地周八間村ノ東にあり	小祠 里神社 社地周六十四間村の南にあり今社なし	小祠 里神拝所 観音堂より八町南沖原といふにあり 鳥井拝所のみ有て社なし	小祠 里神社 社地周四十間村の東山の半腹にあり		産土神社 里神社 方四尺	小祠 里神・稻荷社 社地周二十間岡村の西にあり 社方三尺	八幡宮 末社 秋葉権現・里神・牛頭天王合殿	小祠 里神社 観音寺山にあり	小祠 里神社 社地周十八間村の坤山足にあり

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
那賀郡垣内村	那賀郡勝谷村	那賀郡東野村	那賀郡松瀬村	那賀郡釜瀧村	那賀郡国木原村	那賀郡野田原村	那賀郡長谷村	那賀郡海老谷村	那賀郡東上谷村	那賀郡次谷村	那賀郡下佐々村	那賀郡中村	那賀郡原野村	那賀郡野尻村	那賀郡西山村	那賀郡古和田村	海部郡横浜村	海部郡江駒浦
桃山町垣内	美里町勝谷	野上町東野	野上町松瀬	野上町釜瀧	野上町国木原	桃山町野田原	野上町長谷	海南市海老谷	海南市上谷	海南市次ヶ谷	野上町下佐々	海南市野上中	海南市原野	海南市野尻	貴志川町西山	打田町古和田	由良町里	由良町江ノ駒
小祠 里神社 社地周十六間村の南にあり	小祠 里神森 善福寺より往還筋西の方五町許にあり社なし	小祠 里神森 村の巽三町許にありて社なし	小祠 里神森 村の東二町許にあり社なし	小祠 下里神森 社地周三十三間村の寅の方三町余にあり	小祠 上里神森 社地周三十八間村の良三町余にあり社なし	小祠 里神森 社地周二十間村の西一町許にあり	小祠 里神社 社地周二町西浦にあり	小祠 里神 森周一町半許下林にあり	小祠 里神社 社地周四十間	小祠 里神 森周十間	小祠 里神 森周二十間	小祠 里神 村中にあり	小祠 里神社 社地周六間東垣内にあり	小祠 里神森 社地周五十間	小祠 里神森 宮山の麓にあり	小祠 里神森 村中にあり	小祠 里神社 村領にあり	小祠 里神ノ森 村の西浜辺にあり

81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	
那賀郡小野村	那賀郡福田村	那賀郡宮村	那賀郡中村	那賀郡赤木村	那賀郡鎌瀧村	那賀郡箕六村	那賀郡三尾川村	那賀郡樋下村	那賀郡市場村	那賀郡永谷村	那賀郡南畑村	那賀郡安井村	那賀郡野中村	那賀郡坂本村	那賀郡中田村	那賀郡新莊村	那賀郡福井村	
野上町吉野	美里町福田	美里町毛原宮	美里町毛原中	美里町赤木	美里町鎌瀧	美里町箕六	美里町三尾川	美里町樋下	美里町神野市場	美里町永谷	美里町南畑	美里町安井	美里町野中	野上町坂本	野上町中田	野上町中田	野上町福井福井東	
廃大日寺 鎮守里神社 村中札場	小祠 里神森 入道谷といふ所にあり	小祠 里神森 村の戌の方にあり 社なし	小祠 里神森 社地周六間村の乾一町にあり	小祠 里神森 社地周六間村の乾一町にあり	小祠 里神森 小さき森なり 村の南にあり	小祠 里神森 社地周百七十四間村中により一町辰の方にあり	小祠 里神森四所 皆少しつゝの森なり森の内皆小祠あり	善福寺境内 鎮守里神社	小祠 衣比須社里神社 二社村中札場にあり市をなす場ゆゑ衣比須を祀るなり	小祠 里神森 小さき森なり 村の南にあり社なし	小祠 里神森 社地周三十六間村中より亥の方一町にあり 社なし	小祠 御神山 社地周二十九間村の北にあり又村中に里神の森といふあり社なし	里神森 門田にあり社なし	小祠 弁財天社里神社 二社門田にあり	小祠 里神森 村の西にあり社なし	小祠 里神森 社地周四十四間村の亥ノ方一町余にあり社なし	八王子社 末社 里神社	小祠 里神社 村の東三町大師寺屋敷跡の傍にあり

(十二間)

100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82
在田郡板尾村	在田郡井谷村	在田郡黒松村	在田郡大賀畑村	在田郡野田村	在田郡上津木村	在田郡井関村	在田郡唐尾村	在田郡東村	在田郡道村	在田郡瀧村	伊都郡東郷村	伊都郡細川村	伊都郡上古佐布村	伊都郡河根村	伊都郡相浦村	伊都郡新村	伊都郡皮張村	伊都郡西志富田村
清水町板尾	清水町井谷	金屋町黒松	吉備町大賀畑	吉備町野田	広川町上津木中村	広川町井関	広川町唐尾	有田市宮原町東	有田市宮原町道	有田市宮原町滝	九度山町東郷村	高野町細川	九度山町上古沢	九度山町河根	高野町相ノ浦	花園村新子	かつらぎ町宮本	かつらぎ町西渋田
里神社 社地周四十間岡手にあり	小祠 里神社 社地周二十間中組の北にあり	小祠 里神社 社地周二十間中組の北にあり	里神社 社地周二十八間村の北にあり祀神丹生高野明神なり	小祠 里神森 社地周八間村中にあり	小祠 里神社 社地周七十間村中山手にあり老賀八幡宮撰社なり	小祠 里神社 社地周八十間村中にあり	小祠 里神社 撰社 里神社 稻荷明神社境内にあり	小祠 里神社 社地周二十八間村の良にあり	小祠 里神社 社地周二十一間村の西にあり	里神社 境内周六十間 小名里神といふにあり	小祠 里神社 社地周十六間村の北にあり神体木像二あり 祀神蛭子神吉祥天女なりといふ	小祠 里神社 村中にあり	弁財天社 末社 各方三尺 里神社	小祠 牛頭天王社 森周十六間大橋の傍にあり又里神といふ	小祠 牛頭天王社 森周三十間大橋の良にあり又里神ともいふ	弁財天社 末社 里神社	小祠 里神社 村の北一町にあり	小祠 里神社 村の南二町半にあり祀神蟻通明神なり土人森田の鎮守と呼ぶ荘の氏神蟻通明神御休息の所なりといふ

121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104		103	102	101	
日高郡下江川村	日高郡若野村	日高郡小熊村	日高郡土生村	日高郡吉田村	日高郡財部村	日高郡入山村	日高郡和田浦	日高郡小池村	日高郡阿尾村	日高郡産湯村	日高郡小坂村	日高郡比井浦	日高郡小浦	日高郡方杭村	日高郡中志賀村	日高郡上富安村	日高郡高家村		日高郡荆木村	日高郡萩原町	日高郡原谷村	
川辺町江川	川辺町若野	川辺町小熊	川辺町土生	南部町東吉田	御坊市湯川町財部	美浜町和田	美浜町和田	日高町小池	日高町阿尾	日高町産湯	日高町小坂	日高町比井	日高町小浦	日高町方杭	日高町志賀	御坊市湯川町富安	日高町高家	御坊市荆木	日高町荆木	日高町萩原	日高町原谷	
小祠 里神社 社地周十六間村中にあり	小祠 里神社 社地周三十二間村中にあり	小祠 里神 社地回四十間土生境にあり	小祠 里神森 社地山林周五十間村端山手にあり	小祠 里神社 社地周四十間村中にあり	小祠 里神社 社地周三十八間村中にあり	里神森 北裏にあり森のみなり	里神社 境内周三町二十間 御埼社の摂社にて本社 <small>の東九町</small> にあり	小祠 里神社 社地周三町十六間村の北端にあり	小祠 里神社 社地周十二間村中にあり	小祠 里神社 社地周十四間村中にあり	小祠 里神社 社地周二十間村中にあり	小祠 里神森 村の東山の森をいふ社なし	御霊宮 末社里神	小祠 里神社 社地周五十二間村の北山にあり	小祠 里神森 村中にあり	小祠 里神社 社地周二十九間村中にあり	小祠 里神森 三又にあり社なし	小祠 里神森 社地周九十間村の西端にあり森のみなり	小祠 里神森 社地周十間	小祠 里神森 社地周十間	里神社 境内周三町半	里神社 境内周三町半

137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122
海部郡大川浦	日高郡西岩代村	日高郡森岡村	日高郡瀧頭村	日高郡川原河村	日高郡田尻村	日高郡高津尾川村	日高郡中木村	日高郡小原長瀧村	日高郡高津尾村	日高郡岡本村	日高郡伊藤川村	日高郡松瀬村	日高郡早藤村	日高郡中津川村	日高郡入野村
和歌山市大川	南部町西岩代	南塩屋	御坊市塩屋町	美山村滝頭	美山村川原河	中津村高津尾川	中津村高津尾	中津村高津尾	中津村高津尾	中津村船津	川辺町伊藤川	川辺町松瀬	川辺町早藤	川辺町中津川	川辺町入野
小祠 里神社 社地周十四間	里神小社	里神社 方六尺三寸 社地周百七十間上岡の北端にあり	里神社 社地周二十間村中にあり	里神社 社地周三十六間村中にあり	小祠 里神社 社地周十二間村中にあり	里神社 社地周二十四間村中にあり	小祠 里神山神社 社地周十四間並に村中にあり	小祠 里神妙見社 社地周二十間小原にあり	小祠 里神天神社 社地周二町許小名中の山にあり	小祠 里神 社地周十四間村中にあり	小祠 里神社 社地周一町四十間村中宮の谷にあり	小祠 里神社 社地周二十間村の南端にあり	小祠 里神社 社地周八間女子村境にあり	小祠 里神社 社地周二百間村の乾にあり	小祠 里神社 社地周百間

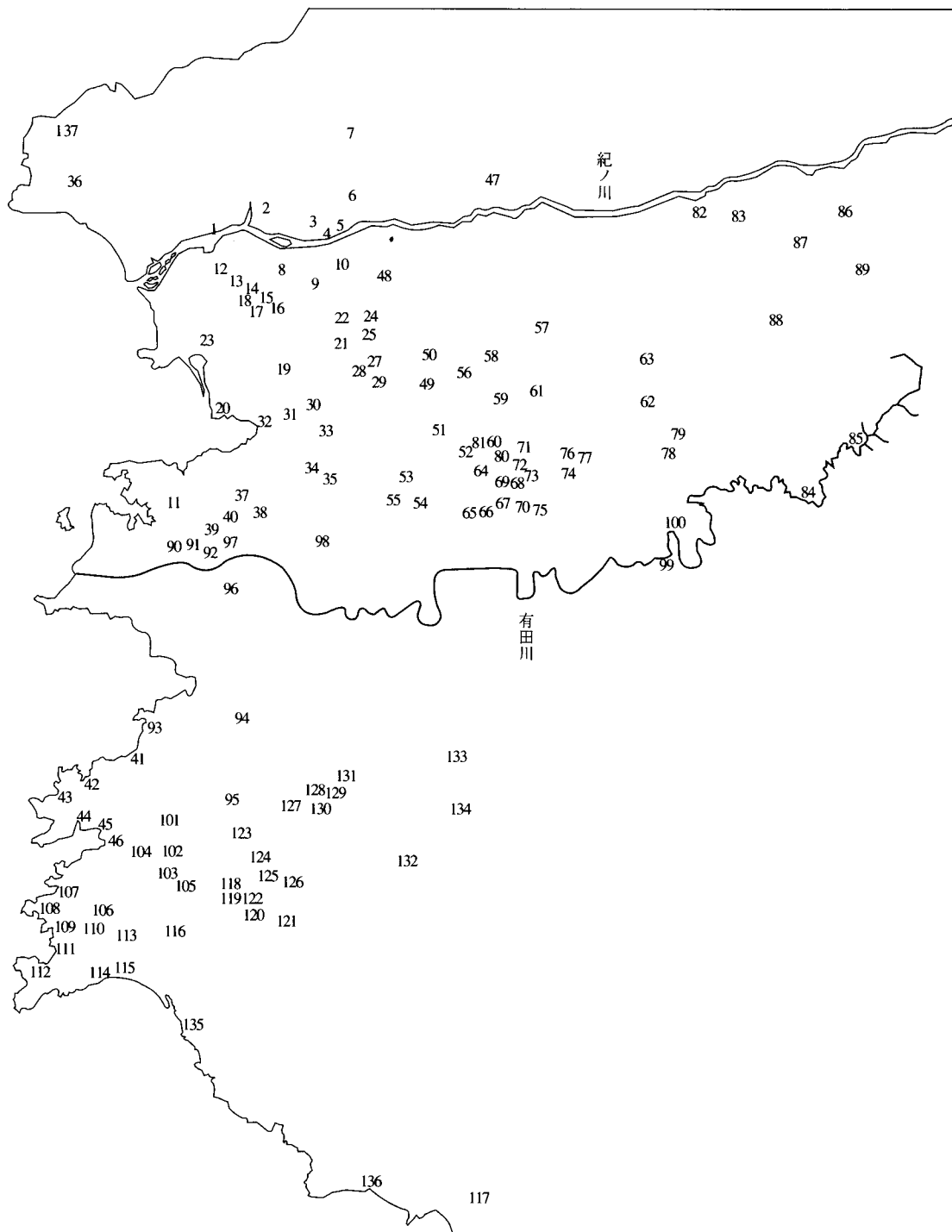


図2 【紀伊統風土記】記載の里神

Community Deities and Forest Worship

FUKUHARA Toshio

In the field of folk studies in Japan, the type of religious rites held with woods or forest as the ritual site dedicated to divine spirits is called *morigami shrinkō*, or literally, “forest deity worship,” a central theme of research on folk belief. It has been thought that forest worship was the primitive form of Shintō ritual, representing the way rites were performed prior to building of shrine structures, as well as a vestige of the concept of divinity prior to the enshrinement of deities. Under the influence of folklorist Yanagita Kunio, forest worship has been viewed as rituals performed for the ancestral spirits.

In the Kinokawa river basin—the area covered by our joint research project—and in the Hidaka river basin, both in Wakayama Prefecture, small shrines remain dedicated to what are called *sato-gami* (“village gods”), using woodlands as the site of rituals. The *sato-gami*, though, have not been a subject of forest worship research.

This paper examines the *sato-gami* from the point of view of forest worship, drawing primarily on regional geography records, ancient documents, and legends.